

「Visit Japan Web」を利用した免税販売手続  
に関するよくある質問

問 1 : 「Visit Japan Web」を利用した免税販売手続を行うことができるようになるのとありますが、具体的にどのようになるのでしょうか。

答 : 輸出物品販売場では、現在、非居住者から旅券（パスポート）等の提示及び情報の提供を受けることにより免税販売手続を行うことができますが、令和 5 年 4 月以降、免税購入対象者<sup>※1</sup>から「Visit Japan Web」で表示される免税販売用二次元コード<sup>※2</sup>の提示を受け、その旅券情報の提供を受けることによる免税販売手続を行うこともできるようになります。

なお、引き続き、免税購入対象者から旅券等の提示及び情報の提供を受けることにより免税販売を行うこともできます。

※ 1 輸出物品販売場において免税購入できる非居住者をいいます。ただし、一部の免税購入対象者については、「Visit Japan Web」を利用した免税購入はできません。（問 6 参照）

※ 2 「氏名」、「国籍」、「生年月日」、「旅券番号」、「在留資格」、「上陸許可年月日」などの情報が格納されています。

問 2 : 令和 5 年 4 月以降は、「Visit Japan Web」を利用した免税販売手続に対応しない場合、免税販売できないのでしょうか。

答 : 「Visit Japan Web」を利用した免税販売手続に対応するかは、事業者の任意です。

したがって、令和 5 年 4 月以降も、今までどおり旅券等の提示及び旅券情報の提供を受けることにより免税販売手続を行うこともできます。

問 3 : 令和 5 年 4 月以降は、「Visit Japan Web」を利用した免税販売手続に対応しない場合、輸出物品販売場の許可を受けることはできないのでしょうか。

答 : 「Visit Japan Web」を利用した免税販売手続に対応するかは、事業者の任意であり、輸出物品販売場の許可要件ではありません。

したがって、「Visit Japan Web」を利用した免税販売手続に対応しなくとも、輸出物品販売場の許可を受けることはできます。

問 4 : 「Visit Japan Web」を利用した免税販売手続に対応する場合、届出書等の提出は必要でしょうか。

答 : 「Visit Japan Web」を利用した免税販売手続に対応する場合、届出書等の提出は必要ありません。

問 5 : 購入者が「Visit Japan Web」を利用して免税購入をする場合、輸出物品販売場では、どのようにその購入者が免税購入可能である在留資格を有していることを確認できますか。

答 : 「Visit Japan Web」の免税販売用二次元コードは、①在留資格が「短期滞在」、「外交」又は「公用」である場合、かつ、②上陸許可期限が有効である場合に作成されるため、有効な免税販売用二次元コードが作成されていることにより、免税購入をすることができる在留資格を有していることが確認できます。

なお、購入者本人の免税販売用二次元コードであることの確認については、免税販売用二次元コードが表示されている画面に表示された顔写真により行います。

問6：全ての免税購入対象者について、「Visit Japan Web」を利用して免税購入をすることができるのでしょうか。

答：「Visit Japan Web」の免税販売用二次元コードは、①在留資格が「短期滞在」、「外交」又は「公用」である場合、かつ、②上陸許可期限が有効である場合に作成されます。

したがって、次の免税購入対象者については、免税販売用二次元コードが作成されないため、「Visit Japan Web」を利用した免税購入をすることはできません。

① 日本国籍を有する非居住者<sup>※</sup>

※ 令和5年4月以降、旅券及び証明書類（戸籍の附票の写し又は在留証明）を提示し、その情報を提供することにより、免税購入をすることができます。なお、証明書類の作成時点において、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することを確認する必要があります。

② 出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する外国籍を有する非居住者

③ 合衆国軍隊の構成員等

問7：免税販売用二次元コードに有効期限はありますか。

答：免税販売用二次元コードの有効期限は、免税販売用二次元コードを作成してから24時間ですが、在留許可期限が免税販売用二次元コードを作成してから24時間以内に到来する場合は、在留許可期限までとなります。

免税販売用二次元コードが有効期限切れとなった場合は、購入者において更新ボタンを押して免税販売用二次元コードを更新する必要があります。

問8：スクリーンショットした免税販売用二次元コードが提示された場合も、免税販売を行うことはできるのでしょうか。

答：免税販売用二次元コードを用いた免税販売手続は、「Visit Japan Web」に表示されている免税販売用二次元コードにより行う必要があります。

したがって、スクリーンショットした免税販売用二次元コードや書面に印刷した免税販売用二次元コードによる免税販売手続を行うことはできません。

問9：スクリーンショットしたものではないこと等、「Visit Japan Web」に表示されている免税販売用二次元コードであることは、どのように確認できるのでしょうか。

答：「Visit Japan Web」では、免税販売用二次元コードを表示する画面に動いている時計が表示されます。

したがって、購入者から提示された画面に表示されている時計が、動いているかどうかにより確認することができます。